

報告第4号

平成26年2月19日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 藤本 友行 様

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、尾道市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年12月26日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、引用する法律の条項を改める必要が生じたので、専決処分するものである。

尾道市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

尾道市長 平谷 祐宏

条例第78号

尾道市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

尾道市放課後児童クラブ条例（平成14年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条の7」を「第34条の8」に改める。

第3条第1項中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第5号

平成26年2月19日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 藤本 友行 様

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年12月26日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正に伴い、引用する法律の題名を改める必要が生じたので、専決処分するものである。

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

尾道市長 平谷 祐宏

条例第79号

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第2第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。